



ニュースリリース 平成 27年 1月 9日

## マイホーム応援キャンペーン (ライフサポート団信上乗せ金利割引プラン)のご案内

常陽銀行(頭取 寺門 一義)は、このたび、昨年取扱い開始となった「地銀協ライフサポート団体信用生命保険制度」をよりご利用しやすくするために「マイホーム応援キャンペーン(ライフサポート団信上乗せ金利割引プラン)」の取り扱いを開始いたしますので、下記のとおりご案内いたします。

本キャンペーンは、「地銀協ライフサポート団信付住宅ローン」をお申込のお客さまが、固定金利10年をご選択いただいた場合、適用する上乗せ金利を通常の0.2%から0.1%に割引するものです。

当行は、今後とも、お客さまのさまざまなニーズにお応えする商品・サービスの充実を図ってまいります。

### 記

#### 【キャンペーン概要】

名 称	マイホーム応援キャンペーン(ライフサポート団信上乗せ金利割引プラン)
期 間	1月13日(火)~9月30日(水) *お借入期限は11月30日(月)までとなります
内 容	金利を0.1%割引します。 (通常0.2%金利上乗せのところ、0.1%の上乗せとなります)
対 象	地銀協ライフサポート団信付住宅ローンで、固定金利10年を選択される方

#### 【地銀協ライフサポート団信付住宅ローンの概要】

団信保険正式名称	地銀協団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付団体信用生命保険制度 (通称:地銀協ライフサポート団体信用生命保険制度)
対象となる住宅ローン商品	常陽信用保証(株)保証付金利選択型住宅ローン *一部対象にならない商品があります
ご利用いただける方	満20歳以上50歳以下で最終返済年齢75歳未満の方
お借入金額	10万円以上1億円以内 *3,000万円超の場合は、保険会社所定の診断書が必要となります
お借入期間	35年以内
お借入利率	上記対象商品の適用金利+0.2%(通常)
団信保障内容	保障内容につきましては、別紙<地銀協ライフサポート団体信用生命保険制度の保障内容>を参照願います。

(別紙)

<地銀協ライフサポート団体信用生命保険制度の保障内容>

お支払事由	死亡保険金	・保険期間中に死亡したとき	
	高度障害保険金	・保障開始日以後の傷害または疾病により、保険期間中に所定の高度障害状態になったとき	
	3大疾病保険金	悪性新生物(がん)	・保険期間中に所定の悪性新生物(上皮内がんや悪性黒色腫以外の皮膚がんは除く)に罹患したと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき。ただし以下の場合は保険金を支払わない。 ① 保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患したと診断確定されていたとき ② 保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定されたとき ③ 保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等と認められるとき
		急性心筋こうそく	・保障開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に所定の急性心筋こうそくを発病し、その急性心筋こうそくにより初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態(軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態)が継続したと医師によって診断されたとき
		脳卒中	・保障開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に所定の脳卒中を発病し、その脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき
	就業不能保険金	長期就業不能保険金	・保障開始日以後の傷害または疾病により、保険期間中に所定の就業不能状態(※)となり、その状態が12ヵ月(就業不能給付金のお支払事由に該当してから9ヵ月)を越えて継続したとき
		就業不能給付金	・保障開始日以後の傷害または疾病により、保険期間中に所定の就業不能状態(※)となり、その状態が3ヵ月を越えて継続したとき(就業不能給付金は、毎月の約定返済額が9ヵ月を限度として支払われる)
引受保険会社	明治安田生命保険相互会社		

※所定の就業不能状態とは以下の「入院」「在宅療養」状態のことを言います。

「入院」	「在宅療養」
「病院」または「診療所」への治療を目的とした「入院」をしていること ➤ 上記の「病院」または「診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。 ① 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所 ② 上記①の場合と同等の日本国外にある医療施設 ➤ 上記の「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において、治療に専念することをいう。	以下のいずれかに該当する状態にあり、医師の指示による「在宅療養」をしていること ① 身のまわりのある程度のことではできるが、しばしば介助が必要で、日中の50%以上は就床しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能となったもの ② 身のまわりのこともできず、常に介助を必要とし、終日就床を強いられ、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるもの ➤ 上記の「在宅療養」とは、日本国内にある自宅等(病院および診療所以外の場所)で治療、養生に専念することをいう。

・これらの保険の詳細については、「申込書兼告知書」に添付の「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付団体信用生命保険重要事項に関するご説明」、および、「申込書兼告知書」裏面の「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付団体信用生命保険のご説明」を必ずご確認ください。